

日本労働年鑑 第56集 1986年版

The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

IV 経営者団体の労働政策

4 社会保障

2 医療

健保組合設立認可基準の緩和

厚生省は四月三〇日、三五年ぶりに健康保険組合の設立認可基準を緩和する旨の通知を出した。従来から組合方式の推進を唱えていた日経連はこれを歓迎し、「組合健保化の一層の促進を」と題する論説を掲げた(『日経連タイムス』一九八五年五月九日)。

(前略)組合健保の特質は、自主的な責任の下に、それぞれの個別組合の実態に応じて創意工夫をこらし効率的な事業運営を行うことが可能であり、疾病治癒のための給付は無論のこと、疾病の予防、あるいは健康増進に向けての諸事業を活発に行っていることである。とりわけ、昨今は、自助努力にもとづく健康づくり運動が全国的に活発に推進されており、健康福祉のために大きく寄与していることは評価されるべきである。こうした運動は長期的視点から考察すれば、医療費適正化に向けての最良の方法のひとつであろう(後略)。

医療保険制度の統合一本化に反対

右と同じ論拠から、日経連は、一九八四年一〇月五日に政府に手交された、自民党と三医師会とのあいだでの医療保険制度改革に関する覚書(八月一〇日付)における、医療保険制度の統合一本化を五年後におこなう、との項目に反対した(『日経連タイムス』一九八四年一〇月二五日)。

(前略)覚書によれば組合も、組合と対照的に運営上批判がある国保も、全国一本の組織で保険者としての機能を発揮していない政管健保も、すべて一本化されることになる。

この場合、少なくとも各制度が、組合方式の長所を吸収し、体質を整えた上でというならば、われわれもこの構想を認めるにやぶさかではない。だが残念ながら、そのような努力が今行われているとは思えないし、今後五年の間に実現するとも考えられない。ただ、このまま強行すれば、後にもたらされるのは、多分医療費の無駄の拡大と負担増であるとだけはいえるのである。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

